

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

| | |
|---|--|
| 〔1〕 街なか居住の推進の必要性 | |
| <p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中心市街地の商業地は、国道 54 号沿線を東西に伸びる形で設定している。商業地の北側と南側には住居地が広がっている。・ 住居は、戸建て住宅と賃貸住宅が混在する形で分布する。・ 民間の賃貸住宅の立地が進みつつあり、若い世代の居住が増えている。・ 中心市街地内でも自家用車の利用が多く、徒歩、自転車は中学生、高校生が主体となっている。 <p>《街なか居住の推進の必要性》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中心市街地に居住人口を増加させることは、人通りが増え、賑わいが創出され、商業施設の販売額が上昇し、必要な施設等が整備されることにつながる。・ 「まちの顔」となる中心市街地には、多数の居住者が暮らしていることが望ましい。中心市街地は商業の中心であるとともに、行政、金融、医療・福祉、文化の中心であるため、市内で最も暮らしやすい住環境を提供できる。若者が定住しやすい住環境の整備が求められる。・ 中心市街地は、市内で最も居住環境に適したところであることを踏まえ、若者や子育て世代の UI ターン者が定住できるような住宅整備や定住支援が求められる。・ 公営住宅は、公営住宅等長寿命化計画により適正な住宅ストック確保に向けての方針を定め、改修または建替え等を行う必要がある。 <p>《フォローアップの考え方》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業の進捗状況を毎年確認し、現状に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。 | |

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| <p>定住推進住宅改修助成事業</p> <p>内容 賃貸住宅の改修費に対して補助率1/2上限350万円補助 (夫婦のいずれかが40歳未満の世帯、16歳未満の子供がいる世帯を優先とする)</p> <p>実施期間 H29年度～H30年度</p> | 雲南市 | <p>子育て世代の入居を目的とした賃貸住宅の改修に対して支援するとともに、定住の促進を図る。 定住人口の増加に必要な事業である。</p> | <p>支援措置の内容 しまね定住推進住宅整備支援事業</p> <p>実施期間 H29～H30 年度</p> | |
| <p>住宅ストック活用推進事業</p> <p>内容 空家情報バンクによる民間住宅の流通促進事業</p> <p>実施期間 H29～R3 年度</p> | 雲南市 | <p>市内の宅地建物取引業者の協力のもと、市内にある空家（空き地を含む）の情報を掲載する空家情報バンクを立上げ、民間の空家の流通促進及び有効利用を図る。 定住人口の増加に必要な事業である。</p> | | |
| <p>子育て世帯定住宅地購入補助金</p> <p>内容 土地購入費に対して補助率 1/10 上限 50 万円補助 (夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯、16 歳未満の子供がいる世帯)</p> <p>実施期間 H27 年度～</p> | 雲南市 | <p>子育て世帯の定住と市外からの移住を支援するとともに、中古住宅の流通と民間事業者による宅地開発・造成事業を促進する。 定住人口の増加に必要な事業である。</p> | | |

| | | | | |
|---|------------|--|--|--|
| <p>住宅リフォーム支援事業</p> <p>内容 リフォーム費用に対して補助率1/5、上限40万円を助成</p> <p>実施期間 H27年度～</p> | <p>雲南市</p> | <p>住宅をバリアフリー化、耐震化など、エコ住宅に改修する際に、その費用の一部を助成することで、安全・安心・快適な住宅へと改修を促し、定住を促進する。</p> <p>定住人口の増加に必要な事業である。</p> | | |
|---|------------|--|--|--|